

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

板橋区では、お子様が学校管理下（※）でけがをされた場合に備えて、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しています。

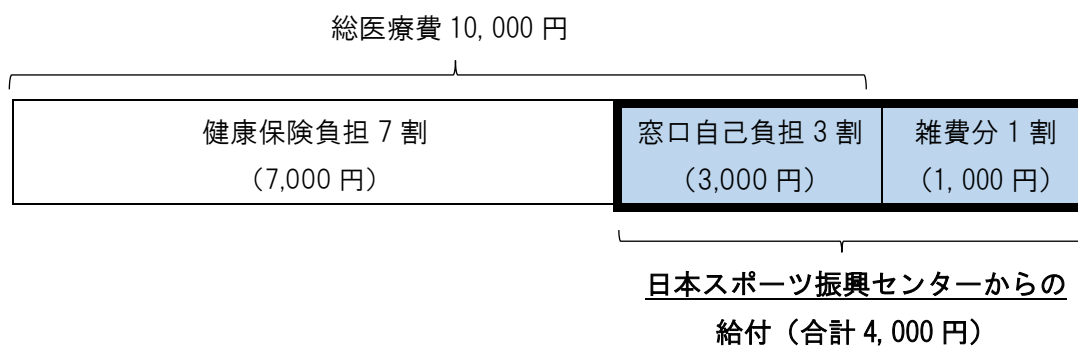
申請にあたっては以下をお読みいただき、学校へ書類の提出をお願いいたします。

（※学校管理下…授業中・休み時間・部活動・校外学習・登下校中 など）

1 日本スポーツ振興センターの給付について

医療機関等窓口での自己負担金額に雑費分として総医療費の1割を加算した金額が給付されます。
（高額療養費に該当する場合は計算方法が異なります。）

◇例：総医療費が10,000円の場合



2 医療機関での支払いについて

- 医療機関等窓口では健康保険証を使用し、3割の自己負担分をお支払いいただくようお願いいたします。
- 原則として、日本スポーツ振興センターに申請する場合は板橋区子ども医療証を使用できません。
- やむを得ず板橋区子ども医療証を使用した場合は、『板橋区子ども医療証を使用した際の日本スポーツ振興センター申請について』をお読みください。また、学校へ書類を提出する際に、板橋区子ども医療証を使用して受診したことをお伝えください。

3 申請に必要な書類

以下の書類をそろえ、学校にご提出ください。

この他に、学校によってけがの状況を記入する書類が必要な場合があります。

- (1) **医療等の状況**…治療を受けた医療機関で記入していただいでください。
- (2) **調剤報酬明細書**…保険調剤薬局で薬の処方を受けた場合に薬局で記入していただいでください。
- (3) 高額療養状況届…1か月の医療費総額が70,000円（診療報酬点数7,000点）以上の場合必要です。

4 給付金の支給について

- 給付金の申請・給付は学校を通じて行います。
- 給付金の支給は、学校へ書類を提出してから3～4か月かかります。
- 給付金のお渡し方法は学校によって異なりますので、学校にご確認ください。

5 注意事項

- 対象のけがの初診から治ゆまでの保険診療の総医療費が5,000円（診療報酬点数500点、自己負担1,500円）以上の場合が支給対象となります。1か月の総医療費が5,000円未満でも、翌月以降の医療費と合算して5,000円以上になれば申請できます。
- 自己負担総額が1,500円（診療報酬点数500点）未満の場合や、何らかの理由で給付対象外となった場合は、子ども政策課へ申請し、医療費の払い戻しを受けていただくようお願いします。その際、領収書（原本）が必要となります。
- 保険適用外の治療、診断書料、交通費等は給付対象となりません。
- 生活保護受給家庭の方は医療費の給付対象になりません。生活保護の医療扶助制度をご利用ください。
- 医療費の月ごとに、2年後の同月15日までに学校に書類をご提出ください。期限を過ぎますと給付を受けられませんのでご注意ください。また、同一の負傷又は疾病に関しては、支給開始後、最長10年間支払われます。

◇例：平成28年4月5日にけがをして4月10日に医療機関に受診した場合、平成28年4月分医療費の学校への書類最終提出期限は平成30年4月15日となります。

6 問い合わせ先

○日本スポーツ振興センターに関すること

⇒各学校または

教育委員会事務局学務課学校運営保健係（TEL：03-3579-2616）

日本スポーツ振興センター学校安全部給付第二課（TEL：03-5410-9163）